

川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書

川は山の湧水から生まれ、生命体の命の水となって海へ流れ込み、そのいにしえから変わることのない営みが豊かな自然環境や生態系をつくり出している。

我々は、この川から大きな恩恵を享受しており、川は日々の暮らしに必要な不可欠なものであると言っても過言ではない。

一方で、川は、時として猛威を振るう恐ろしい存在でもあり、常日ごろから官民一体となって川の保全に努めることが必要である。

さらに、川に流れる水の恩恵は、希少価値のある生物など多くのとうとい命を育てており、我々は、その自然環境を守り、育てていかなければならない。

栃木県には海がなく、あるのは山と川であり、その故郷を感じることは、身近に流れている多くの清流である。

については、国民一人ひとりが、このような川の大切さと恐ろしさを学ぶとともに、大きな恩恵をもたらす川に感謝し、その自然環境を守り育てる契機とすべく、「川の日」を国民の祝日として定めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年6月30日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
国土交通大臣
衆・参両院議長

} あて